

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まります

この制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を拡充するため設けられました。

新制度に移行すると、認定制度が導入され、保育園や幼稚園などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただくことになります。利用手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。

※新制度に移行しない幼稚園の利用の流れは、従来通りです。

『認定とは』……施設を利用できる資格があることを申請し、保育の必要な事由により3つの認定区分に分けられ、施設(保育園・幼稚園・認定こども園等)の利用先が決まります。

認定区分	年齢等	利用できる施設
1号認定(教育標準時間認定)	満3歳以上の子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定(保育認定)	満3歳以上の子ども 保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園
3号認定(保育認定)	満3歳未満の子ども 保育を必要とする子ども	保育園・認定こども園等

※保育が必要な事由は「就労・妊娠出産・保護者の疾病・同居親族の介護・災害復旧・求職活動・就学・虐待DV・育休中の継続利用・その他」になります。

保育料



国の基準を上限に、所得に応じて津久見市で保育料(基準)を決定します。

保育園は現行基準が改定され、新制度に移行する幼稚園等は新たな基準を定めます。



<認定申請の手続きの流れ>

★新制度に移行する幼稚園(1号認定)

幼稚園を既に利用している場合

- ① 幼稚園から認定申請書配布
- ② 幼稚園を通じて認定申請
- ③ 市から認定書を交付
- ④ 幼稚園を継続して利用

幼稚園をこれから利用する場合

- ① 幼稚園に直接申込
- ② 入園内定後に幼稚園を通じて認定申請
- ③ 市から認定書を交付
- ④ 幼稚園と契約して利用

※幼稚園の入園申込などに関する手続きは、直接幼稚園に確認してください。

★保育園・認定こども園(2号・3号認定)

保育園・認定こども園を既に利用している場合

- ① 保育園・認定こども園から
認定申請書兼入所申込書配布
- ② 保育園・認定こども園を通じて認定申請
- ③ 市から認定書を交付
- ④ 保育園・認定こども園を継続して利用

保育園・認定こども園をこれから利用する場合

- ① 市の窓口で認定申請書兼入所申込書配布
- ② 市の窓口で認定申請
- ③ 市から認定書を交付
- ④ 利用調整で決定した
保育園・認定こども園を利用

※認定申請の受付は12月から開始いたします。

●問い合わせ先 / 津久見市福祉事務所 社会福祉班 ☎82-9519